

比内町漁業協同組合内共第 15 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、比内町漁業協同組合(以下「漁協」という。)の有する内共 15 号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当核漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふなをいう。以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ漁協に申請してその承認を受けなければならない。
2. 前項の規定による申請は、竿釣り又は投網、刺網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
3. 漁協は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣り又は投網、刺網による遊漁の場合には第 1 2 条に規定する場合を除き、その他の場合には当核遊漁の承認により当核水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 1 2 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
4. 遊漁者は直ちに、第 7 条第 2 項の遊漁料を漁協に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 漁具、漁法は次に掲げるもの以外使用してはならない。

漁具、漁法	竿釣り(あゆのがらがけは禁止する。)
-------	--------------------

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
いわな やまめ	4月1日から9月20日まで
うぐい	1月1日から12月31日
こい ふな	1月1日から12月31日

2 前項の公表は、組合事務所、遊漁券販売所に公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてはそれぞれイ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

魚種	ア 区 域	イ 期 間
あゆ	米代川筋連合堰堤上流端から下流扇田橋までの区域	9月15日から10月15日まで

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
いわな やまめ	15 cm以下
こい	15 cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし遊漁者が未就学の幼児及び小、中高の生徒は無料とし、肢体不自由者(身体障害者手帳3級以上)半額とする。

また、次項ただし書きに規程する方法により納付する場合は500円を加算した額とする。

2 遊漁料の納付は、次にかかせる場合において納付するものとする。

魚 種	漁 具、漁 法	遊 漁 料
あゆ	竿釣	日釣 1,000円 年釣 7,000円
やまめ いwana	竿釣	日釣 600円 年釣 3,000円
うぐい こい ふな	竿釣	日釣 600円 年釣 3,000円

3. 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

納 付 場 所	住 所	電話番号
畠山おとり店	大館市十二所字川端 91	52-3613
田 村 旅 館	大館市比内町扇田字中扇田 3	55-0151
リトル大滝温泉	大館市十二所字町頭 55	52-3811
カネヤ生花店	大館市比内町扇田字上扇田 44-2	55-3667
菅原おとり店	大館市比内町扇田字押切 55	090-2981-8460
ローソン曲田店	大館市曲田字曲田 3-1	52-3534
渡正釣具店	大館市馬喰町 39	42-0756

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

3. 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム、又は漁場監視員において行うものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第9条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめイ表欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)の承認を受けなければならない。

イ表

魚 種	漁 具	遊漁料(1年)
いわな、やまめ	竿釣り	15,000 円

2. 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(1)秋田県内水面漁業協同組合連合会事務所

(2)比内町漁業協同組合事務所

(遊漁に際し守るべき事項)

第 10 条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯、又は着衣に付け、監視員に提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては他の遊漁者の迷惑にならないよう考慮しなければならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域	米代川筋連合堰堤から扇田橋に至る区域
-----	--------------------

(漁場監視員)

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 遊漁者は、漁場監視員に対し漁場監視員証の提示を求めることができるものとする。
- 3 漁場監視員は、別記様式第 2 号による漁場監視員証を監視及び指導にあたる場合は常に携帯し、漁場監視員であることを明示するものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 漁協は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を停止することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第 13 条 採捕された外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等)は、再放流(リリース)してはならない。

(雑則)

第14条 この規則で定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(付則)

この規則は令和 6 年 1 月 1 日から施行とする。